

とち かおく ぜいきん 土地・家屋の税金について

1. 固定資産税【市の税金】

〇固定資産税は、毎年、1月1日現在、土地、家屋、償却資産（これらを「固定資産」といいます。）を持っている人が払わなければならない税金です。

〇計算のしくみ

税額 = 課税標準額（固定資産の価格等） × 税率（1.4%）

・固定資産の価格とは、国が決めた基準によって評価、決定されたもので、固定資産課税台帳に登録されたものです。課税標準額は、原則として固定資産の価格（評価額）です。

〇毎年5月頃に送られてくる納税通知書により、税金がいくらかかるのかをお知らせします。お知らせした金額を年4回（5月、7月、9月、12月）に分けて払ってください。

〇税金を払う義務がある人は、毎年4月1日から5月31日までの月曜日から金曜日（祝日を除く）に、課税台帳に登録された評価額を無料で見ることができます。市役所資産税課の窓口で本人であることが確認できるもの（運転免許証など）を持って、申請してください。

〇太田市に新しく家を建てた場合や、住んでいる家を広くするための工事をした場合、その家の評価額を計算するため、「家屋調査」を行う必要があります。

身分証明書を持った市の職員が2名以上で訪問させていただきますので、ご協力をお願いします。

2. 都市計画税【市の税金】

〇都市計画税は、道路や公園をきれいに保つために使われる税金で、毎年、1月1日現在、市街化区域内に

土地、家屋を持っている人が払う税金です。土地・家屋の固定資産税とあわせて毎年払う義務があります。

〇計算のしくみ

税額 = 課税標準額（固定資産の価格等） × 税率（0.2%）

こていしさんぜい と しけいかくぜい くわ おおたしやくしよしさんぜいか と あ
固定資産税、都市計画税について、詳しくは太田市役所資産税課にお問い合わせください。

おおたしやくしよ しさんぜいか おおたしはまちょう
太田市役所 資産税課 (太田市浜町2-35 / TEL 0276-47-1933)

3. 不動産取得税【県の税金】

ふどうさんしゅとくぜい ふどうさん とち かおく か としき ひと こじん ほうじん けん はら
○不動産取得税は、不動産(土地・家屋)を買ったとき時に、その人(個人・法人)が県に払わなければならない税金です。

けいさん
○計算のしくみ

ぜいがく ふどうさん ひょうかがく ぜいりつ
税額 = 不動産の評価額 × 税率

ぜいりつ とち かおく じゅうたく かおく じゅうたくいがい
○税率 土地3%、家屋(住宅)3%、家屋(住宅以外)4%

ぜいがく けいげん
○税額の軽減について

じゅうたくよう とち す とち しんせい てつづ おこな はら ぜいさん すく ぼあい
・住宅用土地(住むための土地)については、申請の手続きを行うことにより、払う税金が少なくなる場合があります。

ふどうさんしゅとくぜい くわ けんぜいじむしよ と あ
不動産取得税について、詳しくは県税事務所に問い合わせてください。

おおたぎょうせいけんぜいじむしよ おおたしにしほんちょう
太田行政県税事務所(太田市西本町60-27/☎ 0276-31-3261)

4. 住宅借入金等特別控除(所得税)【国の税金】

じゅうたくろーんとう りよう いえ あたら た ぼあい か ぼあい いったい じょうけん み はら
○住宅ローン等を利用して家を新しく建てた場合や、買った場合には、一定の条件を満たしていれば、払わなければならない所得税の金額が少なくなります(税額控除)。

しよとくぜい きんがく すく かくていしんこく てつづ ひつよう
○所得税の金額を少なくするためには、確定申告の手続きが必要です。

かいしゃ はたら ひと ねんめ かくていしんこく ねんめいこう かいしゃ ねんまつちようせい ぜいさん けいさん
ただし、会社で働いている人は、1年目に確定申告をすると、2年目以降は会社の年末調整で税金を計算してもらうことができます。

ひつよう しよるい かくていしんこく ほうほう くわ ぜいむしよ と あ
必要な書類や確定申告の方法など、詳しくは税務署にお問い合わせください。

たてばやしぜいむしよ たてばやしなまち
館林税務署(館林市仲町11-12/☎ 0276-72-4373)